

公共施設等景観形成方針の運用状況（平成 28 年度）

練馬区では、良好な景観形成のため景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条に基づき練馬区景観計画（平成 23 年 8 月策定）を定めるとともに景観形成の諸施策について必要な事項を練馬区景観条例（平成 23 年 3 月条例第 10 号）において定めた。

景観計画では、公共施設や公共建築物は、地域の景観まちづくりを先導し、地域のランドマークともなる重要なものと位置付けていることから、新設や新築だけでなく、改修や維持管理においても景観に配慮した整備を行うことが必要である。景観法においても法第 16 条第 5 項によって、国または地方公共団体が建築物等の建築を行う際には、景観行政団体の長である区長に対して、通知を行うこととしている。

景観条例では、公共施設等の整備に関する良好な景観の形成のために「公共施設等景観形成方針」を定め、その運用状況について年 1 回、報告することとしている。

については、以下の通り報告する。

1 景観法第 16 条第 5 項の規定による通知

(1) 工事着手前の通知 12 件

概要については、以下のとおりである。

1	件名	住所	区分	用途	小学校
	下石神井小学校	下石神井二丁目 20 番 18 号	改築	階数	3 階
			敷地面積	8,954.010 m <sup>2</sup>	
			延床面積	7,665.190 m <sup>2</sup>	
	景観形成に関する考え方	分節化したデザイン、絶対高さの遵守、色彩計画、仕上材計画、緑化計画など、石神井の地に建つ学校としての景観に配慮した。			

2	件名	住所	区分	用途	区民館
	下石神井地区区民館	下石神井六丁目 8 番 15 号	増築	階数	2 階
			敷地面積	2,686.670 m <sup>2</sup>	
			延床面積	1,649.180 m <sup>2</sup>	

景観形成に関する考え方	周囲のゆとりある住宅地に配慮した既存建物の色彩に馴染むよう、少し抑え気味に落ち着いた色合いとした。
-------------	---

3	件名	住所	区分	用途	防球ネット
	石神井中学校（防球ネット）	石神井台一丁目32番1号	改築	階数	- 階
				敷地面積	- m <sup>2</sup>
				延床面積	- m <sup>2</sup>
景観形成に関する考え方	周囲の豊かな緑に馴染むように、抑えたグレー系の色調にまとめ、空隙率の大きなネットを採用して、周囲の豊富な緑地が視認できるよう心掛けた。				

4	件名	住所	区分	用途	防球ネット
	北大泉野球運動場（防球ネット）	大泉町三丁目31番44号	新設	階数	- 階
				敷地面積	- m <sup>2</sup>
				延床面積	- m <sup>2</sup>
景観形成に関する考え方	周辺住宅に圧迫感を与えないよう、植栽帯と一体計画を行い、よりよい街並みを形成するよう配慮した。				

5	件名	住所	区分	用途	集会所
	農の学校	高松一丁目35番2号	修繕	階数	1 階
				敷地面積	3,699.250 m <sup>2</sup>
				延床面積	69.560 m <sup>2</sup>
景観形成に関する考え方	周辺の建物との調和を考慮し、塗り替えを行う箇所については、基調色を用いる計画とするなど配慮した。				

6	件名	住所	区分	用途	防球ネット
	田柄中学校（防球ネット）	田柄三丁目3番5号	新設	階数	- 階
				敷地面積	- m <sup>2</sup>
				延床面積	- m <sup>2</sup>
景観形成に関する考え方	周辺は住宅街であるため、支柱およびネットは街並みになじむ色とし、高さは必要最低限に抑え建柱位置を敷地内に寄せるなど、構造物による圧迫感を軽減するよう配慮した。				

7	件名	住所	区分	用途	中学校
	大泉北中学校	大泉町五丁目 4番32号	色彩 変更	階数	1/2階
				敷地面積	15,000.000 m <sup>2</sup>
				延床面積	5,983.394 m <sup>2</sup>
景観形成に関する考え方	清潔感、親和性を目標とし、住宅街にたたずむ中学校として、近隣への配慮した色彩計画とした。				

8	件名	住所	区分	用途	小学校
	大泉第一小学校	大泉町三丁目 16番23号	色彩 変更	階数	3階
				敷地面積	11,483.000 m <sup>2</sup>
				延床面積	4,988.000 m <sup>2</sup>
景観形成に関する考え方	基本的に現在の外壁の素材及び色彩を踏襲し、閑静な住宅街に適した外観とした。				

9	件名	住所	区分	用途	小学校
	大泉学園小学校	大泉学園町四 丁目7番1号	色彩 変更	階数	4階
				敷地面積	9,511.142 m <sup>2</sup>
				延床面積	6,045.093 m <sup>2</sup>
景観形成に関する考え方	改修後の外壁の色は、既存にちかい色で仕上げ、既に形成されている景観を維持し、近隣の中学校等の公共施設と共に「練馬区公共施設等景観形成方針」の内容に沿った一体感のある外観となるよう配慮した。				

10	件名	住所	区分	用途	管理棟等
	練馬総合運動場公園（管理棟等）	練馬二丁目29 番	新築	階数	2階
				敷地面積	28,530.090 m <sup>2</sup>
				延床面積	960.960 m <sup>2</sup>
景観形成に関する考え方	石神井川に隣接した樹木等の景観に配慮し、建物の高さをできるだけ低く計画をした。また、将来の都市計画道路の整備を踏まえ、道路からの見え方についても、周囲の景観を損なわないように配慮した施設デザインとした。				

	件名	住所	区分	用途	掲揚塔
11	練馬総合運動場公園（国旗掲揚塔）	練馬二丁目29番	新設	階数	- 階
				敷地面積	- m <sup>2</sup>
				延床面積	- m <sup>2</sup>
景観形成に関する考え方	銀杏並木や対岸の桜並木の景観に配慮し、工作物（国旗掲揚塔）については、自然景観と重なることの無い様な配置計画とした。				

	件名	住所	区分	用途	便所
12	練馬総合運動場公園（いちょう公園公衆トイレ）	練馬二丁目28番48号	新築	階数	1 階
				敷地面積	2,026.910 m <sup>2</sup>
				延床面積	26.510 m <sup>2</sup>
景観形成に関する考え方	石神井川に隣接した樹木等の景観に配慮し、いちょう公園樹木等を残した施設計画とした。また、将来の都市計画道路の整備を踏まえ、道路からの見え方についても、周囲の景観を損なわないように配慮した施設デザインとした。				

**(2) 変更の届出通知** 13 件

- ・開進第四中学校
- ・中里郷土の森緑地体験学習施設/蛭の森
- ・豊玉保育園・地域集会所
- ・早宮区民事務所・早宮地域集会所
- ・学校教育支援センター（EV、駐輪場等増築）
- ・大泉さくら運動場（倉庫）
- ・大泉さくら運動所（照明塔）
- ・石神井中学校
- ・土支田2丁目3号公園（公衆便所・防災備蓄倉庫）
- ・大泉学園町3丁目公園（公衆便所・倉庫）
- ・大泉学園小学校
- ・清水山公園管理棟（事務所・公衆便所・倉庫）
- ・上石神井小学校（プール）

**(3) 工事完了後の通知** 19 件

- ・開進第四中学校
- ・第七出張所
- ・中里郷土の森緑地体験学習施設/蛭の森
- ・高齢者センター（関越高架下A区画）
- ・リサイクルセンター（関越高架下B区画）
- ・開進第四中学校（防球ネット）
- ・早宮区民事務所・早宮地域集会所
- ・谷原小学校（防球ネット）
- ・学校教育支援センター（EV、駐輪場等増築）
- ・大泉さくら運動場（倉庫）
- ・大泉さくら運動所（照明塔）
- ・石神井中学校
- ・土支田2丁目3号公園（公衆便所・防災備蓄倉庫）
- ・大泉学園町3丁目公園（公衆便所・倉庫）
- ・大泉学園小学校
- ・平和台地下駐輪場
- ・上石神井小学校（プール）
- ・中村西小学校
- ・下石神井地区区民館

## 2 参考

### ( 1 ) 景観法第 16 条第 5 項より抜粋

#### ( 届出及び勧告等 )

.....当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

### ( 2 ) 練馬区景観条例第 28 条より抜粋

#### ( 公共施設等景観形成方針 )

区長は、公共施設.....の整備に関する良好な景観の形成のための方針.....を定めるものとする。

### ( 3 ) 練馬区景観条例施行規則第 9 条より抜粋

#### ( 国の機関または地方公共団体が行う行為の通知 )

法 16 条第 5 項の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書 ( 第 5 号様式 ) により行うものとする。

.....当該通知に係る行為が完了したときまたは当該通知に係る行為を中止したときは、景観計画区域内における行為の完了 ( 中止 ) 通知書 ( 第 5 号様式の 3 ) により区長に通知しなければならない。